

## 2 民間給与関係資料

### 平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,533 事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,201 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

50,652 人（うち初任給関係職種 4,894 人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	59	8	8	13	22	8
製 造 業	198	33	50	36	65	14
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業	196	19	20	24	88	45
卸 売 業 ， 小 売 業	139	16	18	21	76	8
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	83	31	15	5	22	10
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	182	15	28	30	82	27
計	857	122	139	129	355	112

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が344事業所あった。

2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

**第 11 表 民間における定期昇給制度の状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	87.3 %	31.4 %	70.5 %	43.9 %	12.7 %
管 理 職 (課 長 級)	80.0 %	20.8 %	66.9 %	42.0 %	20.0 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 12 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
一 般 従 業 員	85.2 %	84.2 %	26.7 %	6.7 %	50.8 %	1.0 %	14.8 %
管 理 職 (課 長 級)	76.7 %	75.6 %	24.0 %	6.6 %	45.0 %	1.1 %	23.3 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における家族手当制度の状況**

家族手当 制度がある	配偶者について			配偶者について 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	家族手当を 支給する	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない		
62.1 %	(85.9 %)	[88.1 %]	[11.9 %]	(14.1 %)	37.9 %

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者について家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

**第 14 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	16,204 円
配 偶 者 と 子 1 人	23,423 円
配 偶 者 と 子 2 人	29,848 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

**第 15 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況**

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
10.8 %	13.0 %	76.2 %

(注) 配偶者について家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

**第 16 表 民間における住宅手当の支給状況**

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	55.5 %
非 支 給	44.5 %

**第 17 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一般従業員	50.3 %	49.7 %
管理職(課長級)	44.7 %	55.3 %
管理職(部長級)	43.2 %	56.8 %

**第 18 表 民間における特別給(賞与)の支給状況**

項目	企業規模	規模計		
		規模計	1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	389,248 円	409,296 円	371,478 円
	上半期	390,915 円	411,021 円	373,171 円
特別給の支給額	下半期	841,490 円	964,452 円	726,588 円
	上半期	880,501 円	1,018,688 円	752,131 円
特別給の支給割合	下半期	2.16 月分	2.36 月分	1.96 月分
	上半期	2.25 月分	2.48 月分	2.02 月分
	年間計	4.41 月分	4.84 月分	3.98 月分

(注) 下半期とは平成 27 年 8 月から平成 28 年 1 月まで、上半期とは平成 28 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.30 月である。

第 19 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	205,534	209,519	204,191	202,891
		短 大 卒	179,415	* 186,456	172,879	x
		高 校 卒	168,914	* 168,955	166,654	* 179,593
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	208,917	217,349	206,466	207,930
		短 大 卒	185,503	* 176,516	187,799	x
		高 校 卒	171,116	* 163,805	172,141	* 181,873
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	206,423	211,139	204,826	204,398
		短 大 卒	181,737	184,065	179,338	* 198,992
		高 校 卒	170,027	166,364	169,321	* 180,925
新 卒 研 究 員		大 学 卒	x	x	—	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	x	—	x	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 247,026	* 252,747	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 229,814	x	* 221,698	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 215,505	—	* 215,505	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	x	—	x	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 20 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	51.1	833,818	833,818	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.7	728,406	728,406	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	49.3	705,874	705,874	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.7	614,179	606,452	7,727	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.0	575,160	529,138	46,022	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	42.6	472,531	427,485	45,046	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	37.1	423,115	352,856	70,259	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	34.0	337,207	288,015	49,192	
工 場 長	51.0	706,940	706,940	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	50.9	738,850	738,850	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	49.7	577,701	577,701	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	46.7	564,830	555,486	9,344	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	43.5	485,910	427,669	58,241	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	39.8	527,114	421,854	105,260	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	37.1	414,746	337,501	77,245	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	32.7	353,038	282,736	70,302	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第20表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長
研 究 部 ( 課 ) 長		46.7	655,171	645,840	9,331	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 ( 係 ) 長		38.5	488,947	449,283	39,664	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		40.6	519,053	458,646	60,407	下記研究員より上位の者
研 究 員		36.5	412,280	368,176	44,104	
研 究 補 助 員		—	—	—	—	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		57.5	1,586,613	1,586,613	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		50.1	1,278,230	1,176,040	102,190	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		40.7	1,036,934	933,395	103,539	
歯 科 医 師		40.0	1,036,700	1,036,700	0	
薬 局 長		48.4	534,158	474,489	59,669	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		35.6	366,703	328,868	37,835	
診 療 放 射 線 技 師		38.4	370,237	331,803	38,434	
臨 床 検 査 技 師		38.8	340,905	302,115	38,790	
栄 養 士		36.0	304,852	274,704	30,148	
理 学 療 法 士		35.5	329,792	299,540	30,252	
作 業 療 法 士		32.6	311,814	284,530	27,284	
総 看 護 師 長		57.9	599,565	599,565	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		46.7	458,361	409,071	49,290	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		34.6	359,927	315,200	44,727	
准 看 護 師		40.2	318,701	279,285	39,416	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		58.9	1,070,279	1,070,279	0	
大 学 副 学 長		58.7	833,905	833,905	0	
大 学 学 部 長		58.6	827,252	827,252	0	
大 学 教 授		57.5	755,695	751,832	3,863	
大 学 准 教 授		49.6	607,454	601,929	5,525	
大 学 講 師		44.8	526,945	525,831	1,114	
大 学 助 教		38.6	401,736	392,790	8,946	
高 等 学 校 校 長		59.4	732,030	732,030	0	
高 等 学 校 教 頭		54.5	681,430	681,430	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		42.0	501,110	501,110	0	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		48.8	886,341	862,007	24,334	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		42.3	727,562	600,087	127,475	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		29.8	525,953	416,075	109,878	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.9	444,401	370,887	73,514	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		55.0	624,470	435,188	189,282	
甲 板 手 ・ 操 機 手		39.3	491,856	347,989	143,867	
甲 板 員 ・ 機 関 員		22.3	334,508	235,621	98,887	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		54.4	333,414	309,290	24,124	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用乗用自動車運転手		53.7	494,839	370,458	124,381	
守 衛		45.5	388,153	292,068	96,085	
用 務 員		48.7	336,544	311,772	24,772	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支店長	51.1	880,544	880,544	0	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事務部長	51.9	779,005	779,005	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
事務部次長	48.9	741,493	741,493	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
事務課長	48.1	656,192	647,419	8,773	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
事務課長代理	44.6	623,362	577,465	45,897	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事務係長	42.9	489,327	447,408	41,919	係の長及び係長級専門職(3級)
事務主任	36.4	462,465	373,934	88,531	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事務係員	34.1	354,867	298,926	55,941	(1級)
工場長	54.4	730,298	730,298	0	構成員50人以上の工場の長(5級)
技術部長	51.1	786,264	786,264	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
技術部次長	49.5	598,666	598,666	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
技術課長	47.6	593,206	585,337	7,869	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
技術課長代理	46.5	519,606	462,249	57,357	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技術係長	39.3	539,346	432,045	107,301	係の長及び係長級専門職(3級)
技術主任	36.4	430,005	352,090	77,915	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技術係員	32.3	385,171	294,787	90,384	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である(第20表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.0	602,220	602,220	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		51.7	657,135	657,135	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		50.1	619,575	619,575	0	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		47.4	549,154	543,329	5,825	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.3	508,382	463,115	45,267	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		42.1	437,556	384,350	53,206	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		38.1	370,072	325,165	44,907	（1級）
事 務 係 員		33.8	317,752	276,157	41,595	
工 場 長		44.3	660,422	660,422	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		50.6	593,416	593,416	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		50.5	524,319	524,319	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		45.4	522,743	511,802	10,941	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		41.7	466,116	406,217	59,899	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		42.4	472,977	369,465	103,512	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		38.4	392,212	312,137	80,075	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		33.1	327,879	272,707	55,172	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長	49.4	641,551	641,551	0	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長	50.9	577,182	577,182	0	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長	44.2	491,053	483,657	7,396	0	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理	40.7	477,650	418,134	59,516	0	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	42.2	426,969	383,716	43,253	0	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任	37.3	375,217	322,730	52,487	0	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員	34.0	311,764	271,166	40,598	0	（1級）
工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長	46.1	566,734	566,734	0	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長	45.3	484,827	484,827	0	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長	42.7	437,714	412,646	25,068	0	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理	39.2	438,190	390,765	47,425	0	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	42.7	396,976	363,877	33,099	0	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任	37.9	340,835	291,439	49,396	0	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員	31.8	309,044	271,992	37,052	0	（1級）